

議案第八十四号

三朝町取員の給与に關する条例の一部改正について

次のとおり三朝町取員の給与に關する条例の一部を改正することについて  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により  
本議会の議決を求めらる。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂 女 雅 己

写

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町取員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町取員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特殊勤務手当及び寒冷地手当」を「寒冷地手当及び特殊勤務手当」に改める。

第二条第一項中「寒冷地手当、特殊勤務手当、時間外手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び休日勤務手当」を「時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び特殊勤務手当」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

第三条 取員の取務は、行政取を五等級に、医療取を一等級に分類する。

第四条第一項中「機関の定める規程」を「機関の定める規程」に「趣旨に従い」の次に「及び」を加え、同条第四項中「取員が一の取務の等級から他

の取務の等級に移つた場合」の次に「又は一の取から同じ取務の等級の初任給の基準を異にする他の取に移つた場合」を加え、同条第七項を第六項とし、同項を次のように改める。

6 取員が現に受けている号給を受けるに至つたときから十二月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号給上位の号給に昇給させることができる。ただし、第三項又は第四項の規定により号給が決定された場合において、他の取員との権衡上必要と認めるときは、町規則の定めるところにより十二月の期間を短縮することができる。

第四条第八項を第七項とし、第九項及び第十項を一項ずつ繰り上げる。

第五条中「町長が」を「町規則で」に改める。

第六条第一項に次のように書き加える。

ただし、退取した取員が即日取員になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

第八条第一項中「町規則で指定」を「町長が指定」に改める。

第十条第二項中「その日の属する月の前日」を「その日の属する月の前日」に改める。

第十二条を第二十一条とし、第十三条を第二十五条とする。

第十三条の二を第二十四条とし、同条第二項中「期末手当、寒冷地手当」を「期末手当及び寒冷地手当」に、「それ以外の」を「それ以外の」に改め、同条第三項中「前二号」を「前三項」に、「期末手当、寒冷地手当」を「期末手当及び寒冷地手当」に、「それ以外の」を「それ以外の」に改め、同条第六項中「第二項又は第三項」を「第二項及び第三項」に、「第二十条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十三条の三を第二十四条の三とする。

第十四条を第十二条とし、同条中「第十八条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第十五条を第十三条とし、同条中「勤務時間外」を「勤務時間をこえて」に、「第十八条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第十六条を第十四条とし、同条第二項中「第十八条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第十七条を第十五条とし、「その間」を「その間に」に、「翌日」を「翌日の」に、「第十八条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第十八条を第十六条とし、同条中「第十四条」を「第十二条」に改める。

第十九条を第十七条とし、同条第二項中「第十五条、第十六条、第十七条及び」

「第十七条」を「第十三条、第十四条、第二項及び第十五条」に改める。

第十九条の二を第十八条とし、同条中「第十五条、第十六条、第十七条、第十七条」を「第十三条、第十四条、第二項、第十五条」に改める。

「条」を「第十三条、第十四条、第二項、第十五条」に改める。

第二十条を第十九条とし、同条中「第十三条の二」を「(第二十四条」

に改め、「以下次条第三項において同じ」を削る。

第二十一条を第二十二条とする。

第二十二条を第二十三条とし、同条中「常勤を要しない職員について」を

「常勤を要しない職員については」に改める。

第二十三条を第二十条とし、同条中「基準日現在において受くべき」を「

基準日現在において受けるべき」に、「百分の六十を乗じて得た額」の次に

「の総額」を加える。

第二十四条を第二十六条とし、第二十五条を第二十七条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。